

2020年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)



2020年2月14日

上場会社名 昭和ホールディングス株式会社 上場取引所 東
 コード番号 5103 URL http://www.showa-holdings.co.jp
 代表者(役職名) 代表取締役社長(氏名) 此下 竜矢
 問合せ先責任者(役職名) 取締役最高財務責任者(氏名) 庄司 友彦 (TEL) 04(7131)0181
 四半期報告書提出予定日 2020年2月14日 配当支払開始予定日 —
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無
 四半期決算説明会開催の有無 : 無 ()
 (百万円未満切捨て)

1. 2020年3月期第3四半期の連結業績(2019年4月1日~2019年12月31日)

(1) 連結経営成績(累計)

(％表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2020年3月期第3四半期	11,836	8.8	162	△80.4	△225	—	△412	—
2019年3月期第3四半期	10,877	9.0	831	△44.6	452	—	△130	—

(注) 包括利益 2020年3月期第3四半期 △136百万円(—%) 2019年3月期第3四半期 △544百万円(—%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2020年3月期第3四半期	△5.44	—
2019年3月期第3四半期	△1.72	—

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2020年3月期第3四半期	48,519	18,903	11.7
2019年3月期	53,937	19,030	10.9

(参考) 自己資本 2020年3月期第3四半期 5,685百万円 2019年3月期 5,903百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2019年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2020年3月期	—	0.00	—	—	—
2020年3月期(予想)	—	—	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2020年3月期の連結業績予想(2019年4月1日~2020年3月31日)

連結業績予想に関する序文

(％表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 :

2020年3月期の連結業績予想につきましては、当社グループが直近で行ったM&A等による収益上ぶれ要因の情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では適切な予想をすることが困難なことから、業績予想の公表を差し控えさせていただくことといたします。詳細につきましては添付資料4ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

※ 注記事項

- (1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 無
 (連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)
 新規 一社(社名) — 、除外 一社(社名) —
 期中における重要な子会社の異動に関する注記

- (2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無
 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用に関する注記

- (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
 ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
 ② ①以外の会計方針の変更 : 無
 ③ 会計上の見積りの変更 : 無
 ④ 修正再表示 : 無

会計方針の変更に関する注記

- (4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	2020年3月期3Q	76,293,426株	2019年3月期	76,293,426株
② 期末自己株式数	2020年3月期3Q	444,839株	2019年3月期	444,539株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	2020年3月期3Q	75,848,737株	2019年3月期3Q	75,653,754株

発行済株式数に関する注記

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料4ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	4
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	4
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	5
(1) 四半期連結貸借対照表	5
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	7
四半期連結損益計算書	7
四半期連結包括利益計算書	8
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	9
(継続企業の前提に関する注記)	9
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	9
(追加情報)	9
3. その他	12
継続企業の前提に関する重要事象等	12

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当社グループは当第3四半期連結累計期間においては、増収減益となりました。売上高は11,836,144千円（前年同期比8.8%増）、営業利益は162,837千円（前年同期比80.4%減）、経常損失は225,183千円（前年同期は経常利益452,816千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は412,904千円（前年同期は130,138千円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

主な要因といたしましては、売上高につきましては、当社グループの主要事業であるDigital Finance事業において昨年8月までの裁判に関わり事業の戦略的選択として営業貸付金を減少させておりました結果、減少となりました。8月の勝訴以降、特に本第3四半期においては大きく新規契約等が伸長しており、成長路線へと大きく舵を切っております。今後の事業進行に伴い増収に転じることを見込んでおります。また、前第3四半期会計期間において食品事業が新たに参入いたしました。当第3四半期累計期間において売上高は期首から取り込んでおり増収となりました。営業利益につきましては、Digital Finance事業において経費削減に努めてまいりましたものの、同事業としての利益は減少しました。また、経常利益につきましては訴訟関連費用の増加により減益となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては、投資有価証券評価損を特別損失に計上したことが減益要因となっております。

当社といたしましては、今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらも、それらに囚われることなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指していくものです。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(Digital Finance事業)

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は減収減益となりました。全体として、昨年8月まで継続しておりましたタイ王国における大型の裁判に伴い、営業貸付金を減少させる保守的な営業方針をとっていたことにより、営業貸付金総額が減少したことが減収の原因です。昨年8月の勝訴以降は積極的な営業方針に変更しております。内訳としましては、ミャンマー王国ではリース、グループローン等の営業貸付金拡大が継続し、売上高が拡大しました。一方、タイ王国、カンボジア王国、インドネシア共和国においては上記訴訟関連のため、営業貸付金を減少させております。一方、利益においては、債権の質の向上を目指し、事業再編を進めたことに加え、不良債権の削減が寄与したものの、減益となっております。当該ビジネスモデル再編は今後の売上高成長並びに利益向上のために必要な戦略的行動であると考えております。

また、当事業では、より高収益な企業体質を目指し、中期経営計画を発表して、アジア各国で収益構造改革に着手しており、今後は①全グループにおいて売上高増大よりも債権の質とオペレーションの効率化を徹底し、②各国のマクロミクロの状況を加味して全グループのガバナンスを向上させ、③リソースの再配分と新規獲得を進めることで、A. 短期的には利益率向上、B. 中期的には2020年以降の強い成長、C. 長期的かつ最終的には、アジアのローカル市場に適切な資金を提供して、各国国民の生活向上や起業家精神の涵養を果たしてまいりましたが、このうちAは終わり、B段階に移ったと考えております。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は6,240,595千円（前年同期比13.1%減）、セグメント利益（営業利益）は616,904千円（同53.0%減）となりました。

(スポーツ事業)

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は、減収減益となりました。

当事業は、創業事業でありますアカテムソフトテニスボールを中心とした、ソフトテニス関連事業とテニスクラブ再生事業を柱としております。

減収減益の理由につきましては、主に当第3四半期連結累計期間において新規参入事業者との競争によりソフトテニスボールの販売が低調に推移したこと、及びウェアでは暖冬の影響もあり、冬物向け衣料の売上が低調に推移したことによるものです。第3四半期以降につきましては、各種販促施策を継続的に展開し、販売のテコ入れを行っていく予定です。

テニスクラブ再生事業においては、会員数は増加傾向にあり、引き続き会員の獲得に向けて施策を実行していく予定です。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は874,823千円（前年同期比18.9%減）となり、セグメント利益（営業利益）は61,760千円（前年同期比49.8%減）となりました。

今後につきましては、2018年計画として発表いたしましたアクセルプランⅢ「再発進」で掲げた5大戦略に基づき、サービス向上と直販売上の増大を通じ粗利益の拡大を目指し利益貢献を果たしてまいります。

(コンテンツ事業)

当事業は、主にトレーディングカードゲーム制作やエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の制作、音楽並びに関連商品の製作を行っており、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画制作・編集・制作に独自性を持ち展開しております。

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績につきましては、売上高回復の兆しが見えております。しかしながら、日本における出版業界は、低調な事業環境から未だ脱却しきれておらず、引き続き構造改革を進めております。当該構造改革により、売上高は前年同期とほぼ同様の水準となりましたが、国内において支出の削減を積極的に進めた結果、利益が回復傾向となりました。また、海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

今後も中期経営計画アクセルプランⅢ「再発進」に基づいて、アジア市場においては同事業を大きく伸張させ利益貢献を果たしてまいります。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は318,303千円（前年同期比2.3%減）、セグメント損失（営業損失）は43,086千円（前年同期はセグメント損失65,703千円）となりました。

(ゴム事業)

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は、減収減益となりました。

当事業は、当社グループの創業以来の事業であり、ゴムの配合・加工技術に独自性をもつ事業であります。海外事業におきましては、マレーシア、タイ王国、ベトナム社会主義共和国、インドネシア共和国、モンゴル国などにおいても活動を継続しております。

減収減益の理由につきましては、主に当第3四半期において日本国内の機械設備向けの工業用ゴム部品の受注が低調に推移したことによるものです。一方で、ゴムライニング部門は第3四半期以降、現地工事を中心に受注が増加傾向にあり、第4四半期につきましても、ゴムライニング部門は大型現地工事を受注しており、回復の兆しが見えております。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は1,230,594千円（前年同期比2.9%減）となり、セグメント損失（営業損失）は76,213千円（前年同期はセグメント損失63,925千円）となりました。

今後は、5か年計画として発表いたしましたアクセルプランⅢ「再発進」に基づき、継続してアジア地域での売上の拡大を図ってまいります。

(食品事業)

当事業は、明日香食品株式会社並びに同子会社グループが営む、和菓子等、とりわけ大福餅等の餅類、団子類、などの開発製造に独自性を持つ事業であります。当事業の当第3四半期連結累計期間における業績につきましては、売上高は、販売効率及び採算を考慮し商品アイテムを厳選する戦略を進めたことで減収となりましたが、収益面は、アイテム数を減らしたことによる量産効果、売上単価の上昇により増益となり、さらに生産工場内の効率的な運営も功を奏し、益々利益を増加させつつあります。また、12月には当社主力商品のマイナーチェンジを行い好調なスタートを切っております。今後も、SNSを活用した当社商品のブランディングに注力し、中期経営計画アクセルプランⅢ「再発進」に基づく新たなブランド投入などを通じて業績の回復を図ってまいります。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は3,171,377千円（前年同期比240.7%増）となり、セグメント利益（営業利益）は51,014千円（前年同期はセグメント損失1,618千円）となりました。

なお、当事業は前連結会計年度の第3四半期連結会計期間からの参入となったため、前連結会計年度の第3四半期連結累計期間の比較情報は、連結期初の調整額も加味された2018年10月から2018年12月の3ヶ月間の業績によっております。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における資産残高は、48,519,747千円（前連結会計年度末比5,417,370千円減）となり、流動資産は、38,118,701千円（前連結会計年度末比4,394,077千円減）、固定資産は、10,401,045千円（前連結会計年度末比1,023,293千円減）となりました。

流動資産減少の主な原因は、Digital Finance事業における営業貸付金等の回収が進んだことによる現金及び預金の増加要因がございましたが社債の償還といった減少要因による現金及び預金の減少（前連結会計年度末比2,881,497千円減）及び営業貸付金の回収が進んだことによる営業貸付金の減少（前連結会計年度末比1,639,831千円減）の減少要因があった一方で、営業貸付金等の減少に伴う貸倒引当金の減少（前連結会計年度末比170,261千円減）といった増加要因によるものです。

固定資産減少の主な原因は、売却等による土地の減少（前連結会計年度末比327,266千円減）、減価償却等によるのれんの減少（前連結会計年度末比175,699千円減）及び投資有価証券評価損の計上による投資有価証券の減少（前連結会計年度末比405,925千円減）によるものです。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債残高は、29,616,039千円（前連結会計年度末比5,290,775千円減）となり、流動負債は、14,069,840千円（前連結会計年度末比4,724,073千円減）、固定負債は、15,546,199千円（前連結会計年度末比566,702千円減）となりました。

流動負債減少の主な原因は、未払利息増加等による未払費用の増加（前連結会計年度末比824,985千円増）といった増加要因があった一方で、償還による1年内償還予定の社債の減少（前連結会計年度末比5,242,500千円減）及び未払法人税等の減少（前連結会計年度末比291,930千円減）といった減少要因によるものです。

固定負債減少の主な原因は、返済による長期借入金の減少（前連結会計年度末比264,034千円減）及び為替等の影響による転換社債の減少（前連結会計年度末比319,567千円減）によるものです。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産残高は、18,903,707千円（前連結会計年度末比126,594千円減）となりました。

純資産減少の主な原因は、親会社株主に帰属する四半期純損失計上による利益剰余金の減少（前連結会計年度末比412,904千円減）といった減少要因、為替換算調整勘定の増加（前連結会計年度末比195,177千円増）及び非支配株主持分の増加（前連結会計年度末比86,642千円増）の増加要因によるものです。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

当社は連結業績予想の公表を差し控えておりますが、当社グループを取り巻く事業環境は常に大きく変化しており、今後も連結子会社の範囲の検討を進めたり、新たに進出した国々での事業状況をさらに詳細に精査する必要があることから、引き続き業績見通しの公表を差し控えさせていただきます。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,930,363	12,048,866
受取手形及び売掛金	1,594,270	1,400,338
営業貸付金	31,460,894	29,821,062
商品及び製品	238,330	219,297
仕掛品	216,109	198,096
原材料及び貯蔵品	354,135	341,705
未収入金	1,001,808	965,750
短期貸付金	591,582	599,033
その他	1,539,706	1,768,710
貸倒引当金	△9,414,422	△9,244,161
流動資産合計	42,512,778	38,118,701
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	365,694	324,795
機械装置及び運搬具(純額)	118,177	102,201
工具、器具及び備品(純額)	117,635	95,188
土地	641,286	314,020
リース資産(純額)	0	16,329
建設仮勘定	1,047	1,089
有形固定資産合計	1,243,841	853,624
無形固定資産		
のれん	1,750,572	1,574,873
その他	440,040	394,893
無形固定資産合計	2,190,612	1,969,766
投資その他の資産		
投資有価証券	2,377,464	1,971,539
関係会社株式	4,464,169	4,457,509
長期貸付金	130,685	50,926
長期未収入金	158,524	147,292
破産更生債権等	38,559	152,319
差入保証金	405,011	436,431
繰延税金資産	459,131	488,682
その他	50,011	52,978
貸倒引当金	△93,674	△180,024
投資その他の資産合計	7,989,884	7,577,654
固定資産合計	11,424,338	10,401,045
資産合計	53,937,117	48,519,747

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	790,211	630,169
短期借入金	852,752	987,792
1年内返済予定の長期借入金	218,990	128,639
1年内償還予定の社債	5,242,500	-
1年内償還予定の転換社債	7,781,734	7,805,298
未払法人税等	410,105	118,175
未払消費税等	70,919	36,997
未払費用	2,566,289	3,391,275
賞与引当金	136,856	161,401
その他	723,552	810,090
流動負債合計	18,793,913	14,069,840
固定負債		
転換社債	14,547,724	14,228,156
長期借入金	348,911	84,877
繰延税金負債	150,592	180,957
退職給付に係る負債	459,048	429,172
資産除去債務	534,757	539,443
その他	71,867	83,592
固定負債合計	16,112,901	15,546,199
負債合計	34,906,815	29,616,039
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,651,394	5,651,394
資本剰余金	2,723,252	2,723,252
利益剰余金	△2,447,148	△2,860,052
自己株式	△23,684	△23,693
株主資本合計	5,903,814	5,490,901
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,610	9,455
為替換算調整勘定	△10,039	185,137
その他の包括利益累計額合計	△428	194,593
新株予約権	86,634	91,288
非支配株主持分	13,040,282	13,126,924
純資産合計	19,030,302	18,903,707
負債純資産合計	53,937,117	48,519,747

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)
売上高	10,877,895	11,836,144
売上原価	3,754,562	5,204,470
売上総利益	7,123,333	6,631,673
販売費及び一般管理費	6,291,525	6,468,836
営業利益	831,808	162,837
営業外収益		
受取利息	166,760	228,258
受取配当金	29,772	2,032
為替差益	25,082	12,979
持分法による投資利益	220,488	112,021
その他	63,794	64,835
営業外収益合計	505,898	420,126
営業外費用		
支払利息	35,819	11,059
社債利息	697,786	659,407
社債発行費	26,315	-
訴訟関連費用	29,059	98,117
貸倒引当金繰入額	86,679	23,466
その他	9,229	16,094
営業外費用合計	884,890	808,146
経常利益又は経常損失(△)	452,816	△225,183
特別利益		
固定資産売却益	-	111,234
投資有価証券売却益	-	2,010
新株予約権戻入益	332	13,110
段階取得に係る差益	198,499	-
特別利益合計	198,831	126,354
特別損失		
投資有価証券評価損	-	486,397
関係会社株式売却損	148	-
貸倒引当金繰入額	5,764	-
特別損失合計	5,913	486,397
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失(△)	645,735	△585,225
法人税、住民税及び事業税	558,352	175,162
法人税等調整額	△96,258	166,118
法人税等合計	462,093	341,281
四半期純利益又は四半期純損失(△)	183,641	△926,506
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	313,779	△513,602
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△130,138	△412,904

四半期連結包括利益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	183,641	△926,506
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	835	103
為替換算調整勘定	△738,965	755,517
持分法適用会社に対する持分相当額	10,263	34,281
その他の包括利益合計	△727,867	789,902
四半期包括利益	△544,225	△136,604
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△275,048	△216,857
非支配株主に係る四半期包括利益	△269,177	80,252

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

(連結子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等について)

当社連結子会社でタイ証券取引所上場のGroup Lease PCL. (以下「GL」という。)は、その子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. (以下「GLH」という。)を通じ、中小企業及び戦略的ビジネスパートナーへの貸付(以下「GLH融資取引」という。)を行っております。

GLは、キプロス及びシンガポールの借主に対するGLH融資取引について、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などの指摘を受けました。また、タイSECは、タイ法務省特別捜査局(以下「タイDSI」という。)に対し調査を進めるよう、申し立てを行い、現在、タイDSIによる調査が行われております。

当社グループでは、タイSECの指摘の事実関係等について調査をするため、第三者委員会を設置しGLH融資取引を調査しました。また、GLでは、キプロス及びシンガポール借主へのGLH融資取引に対して独立した監査法人による特別監査も実施しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。

当社では、第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等を考慮し、前々連結会計年度(第117期)において、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定し、営業貸付金元本相当については特別損失に貸倒引当金繰入額を計上し、未収利息相当については、売上高から減額処理し、それ以降の売上計上は取り止めております。

また、2018年7月31日に、GLではタイSECの決算訂正命令に対応して比較情報としての2016年12月末決算含む2017年12月末決算を訂正しました。GLの過年度決算の訂正は、タイSECの決算訂正命令に対応したのですが、訂正原因となる誤謬が特定されていないこと等を考慮し、当社としましては、GLの訂正処理は当社の決算には反映させず、前々連結会計年度からの従前の会計処理を踏襲しております。

当連結会計年度の第3四半期連結会計期間末におけるタイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付債権(概算値)は、貸付元本(営業貸付金)6,133百万円(前連結会計年度末6,221百万円)、未収利息(流動資産 未収入金)271百万円(前連結会計年度末275百万円)となっており、当該貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)について貸倒引当金6,405百万円(前連結会計年度末6,496百万円)を設定しております。また、当第3四半期連結累計期間の関連利息収入(売上高)は1百万円(前連結会計年度の第3四半期連結累計期間1百万円)となっております。

なお、借主に対しては返済を要請しており、担保資産の処分のための法的処置も進めております。今後とも、着実な債権の回収を図ってまいります。

(JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について)

当社連結子会社であるGLが発行した総額180百万USドル(当第3四半期連結会計期間末197億円(1年内償還予定の転換社債55億円及び転換社債142億円))の転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下「JTA」という。)は、GLがタイSECから2017年10月16日及び同月19日にGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、錯誤を理由として、2017年11月30日付けで、転換社債の投資契約解除と転換社債180百万USドルの即時一括弁済等を請求しており、タイ王国及びシンガポール共和国においてGL並びにGLH等に対して各種の訴訟が提起されており、係争中となっております。

JTAが行っている訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

(1) J T Aが行っている訴訟の概要

	(GL) 損害賠償請求訴訟	(GL) 会社更生申立訴訟	(GLH) 損害賠償請求訴訟	(GLH) 暫定的資産凍結命令申立訴訟
1. 訴訟提起日	2018年1月9日	2018年1月10日	2017年12月26日	2017年12月26日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	<p>J トラスト株式会社の子会社である J T A は、当社連結子会社 G L の転換社債（合計 2 億 1 千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、J T A は G L に対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1 億 8 千万米ドル相当）の全額一括返済を要求しておりました。G L といたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、J T A は、G L 及び G L H 等が、投資家に対し 1 億 8 千万米ドル以上の投資を促す為に、同社グループの財務諸表を改ざんし、G L が健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを経由として、G L 及び G L H に対し損害賠償請求を求め、これら一連の訴訟を提起したものです。</p>			
3. 訴訟を提起した者の概要	<p>(商号) J Trust Asia Pte. Ltd. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義</p>	同左	同左	同左
4. 訴訟内容	<p>J T A は、タイ王国において、G L、G L 取締役 3 名、並びに此下益司氏に対し、J T A の投資額（最低 2 億 1 千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。</p>	<p>J T A は、タイ王国において、G L の会社更生手続きの開始を求め訴訟を行っております。</p>	<p>J T A は、シンガポール共和国において、G L H、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他 5 社に対し、J T A の投資額（最低 2 億 1 千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。</p>	<p>シンガポール共和国において、G L H、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他 1 社に対し、通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及び、シンガポール国外への 1 億 8 千万米ドルまでの資産移転・処分を禁止するものです。</p>
5. 裁判の進展	係争中です。	<p>2019年8月15日付で会社更生申立訴訟が棄却されました。その後、2019年11月26日に J T A による控訴が申立てられ現在も係争中です。</p>	<p>2020年2月12日シンガポール共和国高等裁判所は、J T A の請求をすべて棄却し、J T A に対し被告に生じた費用を支払うよう命じる判決が下されました。その後、2020年2月13日に控訴が申立てられ現在も係争中です。</p>	<p>2018年2月23日シンガポール共和国高等裁判所は暫定的資産凍結命令を停止し解除する決定を下しており、その後、J T A は 2 回暫定的資産凍結命令に関する審判保留の申立てを行いました。なお、J T A は、同時に、暫定的資産凍結命令の停止、解除を不服として、当該決定の棄却（暫定的資産凍結命令の復活）を求め控訴の申立てを行って行いましたが、2018年6月1日に結審し暫定的資産凍結命令が発令されております。また、2020年2月12日付で損害賠償請求が棄却されたことを受け、暫定的資産凍結命令については変更・解除される可能性があります。</p>

上記の他、G L は、2018年5月21日付けで J T A 及び J T A の親会社である J トラスト株式会社（以下「J

トラスト」という。)から、彼らが提起した訴訟に対して、G Lが法的要件を満たさない等と公表しているリリースが不正行為であると主張し名誉毀損による損害賠償(結論として20,271,232.88タイバーツ(2018年5月22日のレート3.46円換算で約70百万円))等を請求する訴訟を提起されて、2020年3月20日に判決が出る予定となっておりますが、2020年1月16日にJトラストとJ T Aにより当該訴訟は取り下げられました。

(2) G Lの見解及び対応について

G L及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、当該転換社債の早期償還に関する権利及び投資契約の解消の権利については、J T Aが早期償還の権利を行使できる条件は何等整っておらず、また当該投資契約の解除事由は生じておりませんので、J T Aによる投資契約の解消、及び、転換社債の早期償還要求は行えないものと認識しております。また、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、当社グループの事業運営は、現状上記一連の訴訟により影響を受けるものではありません。

なお、G L Hに対する暫定的資産凍結命令につきましては、現時点においてG L Hの資産はDigital Finance事業の一部であり、G L Hの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておりませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

G L及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めて参る所存であり、J T Aに対し必要且つ適切な法的処置を取って参ります。

3. その他

継続企業の前提に関する重要事象等

前連結会計年度に引き続き当第3四半期連結累計期間においても、下記1. 2. 3の事象が存在しておりますが、これらについて、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項等について

タイSECは、2017年10月16日付で、タイ法務省特別捜査局（以下「タイDSI」）に対しGroup Lease PCL.（以下「GL」という。）元最高経営責任者（CEO）であった此下益司氏が、偽計及び不正行為を行った可能性を指摘し、同氏に対して調査を進めるよう、タイDSIに対し申し立てをしたことを公表いたしました。

調査の対象となった取引は、GLの連結子会社であるGroup Lease Holdings PTE. LTD.（以下「GLH」という。）が貸主となり、キプロス及びシンガポールの借主に対する54百万USドルの融資取引（以下「GLH融資取引」という。）が、此下益司氏の指示により貸主グループ会社間で送金され、最終的にGLHへの分割弁済に充当されていること、また、そのGLH融資取引に係る年利14～25%利息収入が過大に計上されることで、GLの連結財務諸表は適正な開示を行っていないというものです。

当該事案は、タイDSIの調査の結果、刑事告訴に繋がる可能性が含まれており、これにより、此下益司氏は、GLの取締役並びに経営者の資格を喪失し、同日付けでそれらの地位を退任することとなりました。

また、タイSECは、2017年10月19日付で、GLが財務諸表の訂正を行わない場合、及びGLの取締役が財務諸表の訂正を行わず、虚偽又は不適切な財務諸表の提出をする場合には、タイ証券取引法に違反することになるとの通知を行いました。

2017年10月27日に、GL会計監査人のEY Office Limited（以下「EY」という。）から、GLの財務諸表に関して「無限定適正意見」から「意見不表明」に変更した修正監査報告書又は四半期レビュー報告書を受領しました。修正の対象となった財務諸表は過去に遡及し、

- ・2016年12月期の連結財務諸表（2017年2月28日発表）
- ・2017年12月期第1四半期財務諸表（2017年5月12日発表）
- ・2017年12月期第2四半期財務諸表（2017年8月15日発表）

と3回分となります。

（なお、上記3回分の報告書につきましては、2017年12月25日に、GLH融資取引の会計処理を除外事項とした限定付適正意見又は限定付結論に修正する報告書をGLは受領しております。）

また、GLは、2017年11月14日に、GLH融資取引に関連した貸付債権に対し、全額損失引当金を計上したことなど含む第3四半期（2017年9月）の決算を公表しており、EYからタイSECの指摘事項及びGLH融資取引の会計処理等を限定事項とする限定付結論の四半期レビュー報告書を受領しております。

当社グループでは、これらの事象に対して、GLにおいて、問題となるGLH融資取引の特定を進めるためにタイSECに対し照会等を行うなど、該当期間の財務諸表並びにGLH融資取引に関して、調査及び見直しを進めてまいりました。

GLでは、GLH融資取引について、特別監査を実施する独立的な第三者の監査法人を選任し、当該取引について意見を求めることともしており、Mazars LLPを特別監査人に選任しております。

Mazars LLPによる特別監査は、2018年7月27日に監査項目及び事実報告が含まれた最終レポートをGLが受け取りました。特別監査の項目は、以下のとおりです。

1. 対象となる貸付金取引について、社内関連書類を確認し、その有効性、権利及び義務を検証する
2. 対象となる貸付金の債務者の状況や背景を確認し、関連当事者取引に該当するかを検証する
3. 上記2点について、シンガポールにいる当社リーガルアドバイザーによる法学的見解を検証する

Mazars LLPの報告書によると、2015年度、2016年度、2017年度において上記監査項目を実施した結果、いずれの債務者においてもGLの所有もしくは支配下にあったとする証拠は見つからなかったとのことでした。

また、当社連結子会社の株式会社ウェッジホールディングスでは、GLH融資取引の実態、取引の適正性を調査するため、2017年11月17日に、第三者委員会を設置することを決議し、第三者委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

2017年12月12日に、第三者委員会の中間報告書を受領しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定するには

至りませんでした。

G Lは、上記のとおり財務諸表の内容やG L H融資取引に関する問題点を発見することができませんでした。G Lの監査委員会でも検討の上、タイSECの要請に従い、G Lの事業及び、G Lの株主並びにステークホルダーに不利益が生じることを避けるために、決算を訂正し2018年7月31日に修正財務諸表を公表いたしました。

当該訂正に伴う影響につきましては、G Lは将来発生する可能性がある損失全額に対して引当金を計上していたことから2017年12月末時点の純資産への影響はなく、また、G Lの会計監査人による監査意見の変更はありません。

当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

なお、捜査の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について

上記「1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項について」に起因し、G LはG Lの大口債権者であるJTRUST ASIA PTE. LTD.（以下「Jトラストアジア」という。）から、2017年11月30日付で、錯誤を理由として、契約解除と転換社債180百万USドルや投資等の即時一括弁済することなどを含む請求を受けました。

当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、G LがJトラストアジアとの契約に違反したことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は法的に無効と考えております。

なお、Jトラストアジアとの交渉等の結果次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

3. Jトラストアジアによる訴訟提起について

上記「1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項について」及び、「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について」にも起因し、2018年1月12日にJトラストアジアは、Jトラストアジアがタイ王国及びシンガポール共和国において、G L並びにG L Hに対し法的手続きを開始した旨の公表を行っております。

(1) タイで開始された法的手続きについて

①民事訴訟の提起

Jトラストアジアは、2018年1月9日に、此下益司氏、G L、及びG Lの取締役3名を被告として、民事裁判所に民事訴訟を提起しました（民事事件Black Case No. Por. 83/2561）。訴状の内容は、不当行為の申し立て、取引無効の回避、及び損害賠償の請求に基づくもので、Jトラストアジアに対する損害賠償を被告全員に求めています。

②G Lに対する会社更生の申し立て

Jトラストアジアは、2018年1月10日に、G Lの会社更生申し立てを中央破産裁判所に行いました（再生事件 No. For. 1/2561）。申し立ては、審理続行のため裁判所により受理され、第一審は2018年3月19日に行われましたが、中央破産裁判所は正式に棄却の命令を下しました。当該棄却に対して、Jトラストアジアは2018年4月17日に控訴申立てを行っており、2018年4月18日にタイ中央破産裁判所はその控訴申立てを受理しておりますが、2019年8月15日付で会社更生申立訴訟が棄却されました。その後、2019年11月26日にJトラストアジアによる控訴が申し立てられ現在も係争中であります。

③G Lの見解及び対応について

JトラストアジアのG Lに対する会社更生申立訴訟につきましては2019年8月15日付で棄却されました。その後、2019年11月26日にJトラストアジアによる控訴が申し立てられ現在も係争中ではありますが、これまで通り、当社の業務に差し障りが出るものではありません。

G Lは、Jトラストアジアとの転換社債発行に関する投資契約を締結して以降の期間を通じて、当該投資契約の条件を完全且つ厳密に遵守してきました。G Lはその契約条件のいずれかに違反するような行動、または、Jトラストアジアに対して不当行為となるような行動に関わったことは一切ありません。

さらに、G Lは債権者への支払いを滞納したことは一度もありません。この点についてG Lは、発生し

ている状況に関してG Lのその他主要金融債権者に対し引き続き説明を行い、G Lと債権者間のさらなる相互理解を確保するとともに、確立された取引関係を今後も保持する所存です。

また、G Lは現時点で一切支払い不能な状態にはありません。このことは一般公表されている財務状況報告書（貸借対照表）において、総資産額が総負債額を上回っていることから容易に確認ができます。加えて、G Lの事業において財務的な問題や流動性の枯渇は一切なく、もとより、G Lは非常に高い実績をあげております。従って、G Lは会社更生が適用される基準内に入ることはなく、会社更生の状況に置かれる理由も必要性もありません。この件について、G Lは今後必要且つ適切な法的措置を法律顧問と協議しつつ進めております。

(2) シンガポール共和国で開始された法的手続きについて

①G L H等に対する損害賠償請求及び資産凍結命令について

J トラストアジアは、G L H及びその他の会社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、G L Hが他の被告と共謀し、J トラストアジアにG Lに対する総額180百万USドル以上の投資をさせるために詐欺を行ったというものです。また、G L Hは、G Lの財務諸表を改ざんし、投資家に対してG Lが健全な財務状況にあると誤解させ、G Lへの投資を促し、貸付契約を結ばせたというものです。これにより大きな被害を被ったため、J トラストアジアは、G L H及びその他の会社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。

これにより大きな被害を被ったため、J トラストアジアはG L Hおよびその他被告に対し、最低210百万USドルの損害賠償請求を行うとの内容です。J トラストアジアはシンガポール共和国の裁判所に暫定的資産凍結命令を申請しました。

これに対してG L Hは、シンガポール共和国の裁判所へ申し立てた全ての訴状内容及び暫定的資産凍結命令に反証を行い、暫定的資産凍結命令については2018年2月23日に取り消し一切の効力を消失しました。

その後、J トラストアジアは当該暫定的資産凍結命令の取り消しを不服として、暫定的資産命令の復活を求める控訴を行い、2018年6月1日に当該控訴審について、日常かつ適切な業務でなされる場合を除いて、1億8千万米ドルまでの資産の取引ないし処分の禁止が命じられました。G L Hについては全世界の資産が対象となります。

当該資産凍結につきましては、別途進行しております本訴たる損害賠償請求訴訟に付随するもので、当該本訴において原告が勝訴した場合の請求権を予め保全するため、本訴が終了するまで通常業務以外の資産移動が禁止されるというものであります。

当該資産凍結は最終的な差押えではないため、G L Hの資産が裁判所により処分されたりすることはなく、また、J T A等の第三者に資産が移転するものではありません。

当該損害賠償請求につきましては、2020年2月12日シンガポール共和国の裁判所は、J トラストアジアの請求をすべて棄却し、J トラストアジアに対し被告に生じた費用を支払うよう命じる判決が下されました。その後、2020年2月13日にJ トラストアジアによる控訴が申し立てられ現在も係争中であります。また、当該判決を受け、現在の暫定的資産凍結命令については変更・解除される可能性があります。

②G Lの見解及び対応について

J トラストアジアによるシンガポール共和国の裁判所の暫定的資産凍結命令につきましては、現時点におきましては、G L Hの資産はDigital Finance事業の一部であり、G L Hの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておりませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

G Lは、違法行為を行ったことも違法行為に関わったこともなく、G L Hが貸付取引の借主と共謀し、G Lの財務諸表を改ざんするなどの事実は全くありません。G L Hと借主の間で交わされた貸付契約は、真正であり、実際のビジネス交渉により締結されたものであると考えております。また、G Lの財務諸表は、全て事実に基づき正当に作成されております。従いまして、J トラストアジアの訴訟申立ての各内容に関し、全く根拠がないものと考えております。

上記の他、G Lは、2018年5月3日付けでJ T A及びJ T Aの親会社であるJ トラスト株式会社（以下「J

トラスト」という。)から、彼らが提起した訴訟に対して、G Lが法的要件を満たさない等と公表しているリリースが不正行為であると主張し、名誉毀損による損害賠償(結論として20,271,232.88タイバーツ(2018年5月22日のレート3.46円換算で約70百万円))等を請求する訴訟を提起されて、2020年3月20日に判決が出る予定となっておりますが、2020年1月16日にJトラストとJ T Aにより当該訴訟は取り下げられました。

また、当社の連結子会社であるPT Group Lease Finance Indonesiaは、PT Bank JTrust Indonesia, Tbk. からJoint Financing Agreementにおいて契約違反があるという理由で、IDR3,636,408,863(1円をIDR130.21で換算すると約27百万円)及びIDR100,000,000,000(1円をIDR130.21で換算すると約767百万円)の損害賠償を請求する訴訟を提起されておりましたが、2019年12月3日にPT Bank JTrust Indonesia, Tbk. による損害賠償請求は棄却される判決が下されております。

以上の通り、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないことから、「継続企業の前提に関する注記」には該当しておりません。